

平成 25 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(J A S D A Q ・ コード 6425)
問合せ先 広報・IR室 部長付 堀内 信之
電話 03-5530-3055 (代表)

フリー報告書における主張に対する当社グループの回答

ウィン・リゾーツ社の依頼によりフリー・スポーキン&サリバン LLP が作成した 2012 年 2 月 18 日付の調査報告書（以下、「フリー報告書」という）において主張されている海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」という）及びその他の法律への「明らか」な違反について、株式会社ユニバーサルエンターテインメント、アルゼ USA ならびに岡田和生（以下、総称して「ライセンシー」という）は、ネバダ・ゲーミング管理委員会（以下、「NGCB」）からの情報提供の要請を受けて、本日回答した。

フリー報告書は、次の事柄について FCPA 違反ならびにその他の違反があった可能性がある」と主張している: (1) 土地についてはその 60%がフィリピン国民に所有されなくてはならないことを定めたフィリピン憲法及び法令。(2) フィリピン娯楽ゲーミング公社 (PAGCOR) の主要な規制当局に対して金銭の支払い又は贈与を行う。(3) 岡田、彼の関係者そして会社が韓国政府の役人に対して同様の支払いを行った可能性。(4) 岡田が贈与を行ったことを認めたとされる発言。(5) 岡田がウィン・リゾーツ社の様々な要請に応えることを怠ったとされること。(6) PAGCOR のヘニューイーノ前会長が 2008 年の北京オリンピックを訪れた時の費用を支払ったこと。

以下に、2012 年 2 月 18 日付のフリー報告書においてなされた主張に対するライセンシーの回答について項目ごとにその概要を示す。

(1) フィリピンにおける土地及び事業の所有権

フリー報告書では、フィリピン現地の法律事務所である M.M. ラゾロ&アソシエーツに依頼した報告書に基づき、「エンターテインメント・シティ」における提案のカジノ開発のための土地所有権の構成の枠組みならびに同様の開発のための土地の所有権につい

ては最低 60%がフィリピン人により所有されなくてはならないことに関する「フィリピン共和国の法律上の要件」の明白な回避があったと述べている。

上記の主張を受け、ライセンシーはシシップ・サラザー・ヘルナンデズ&ガトマイタン（以下、「SyCip」という。）よりエンターテインメント・シティ・プロジェクトを開始させる前に受けた法的助言を再度検討した。なおこの法律事務所はフィリピン最大の法律事務所である。SyCipの助言は、2008年4月29日付のメモランダムにもあるように、イーグルI及びイーグルIIを通すことにより60%が現地所有となるようにすべきとのものであり、最終的な土地所有権の構成の枠組みはこの通りとなった。またSyCipはとりわけ、「たとえアルゼ[現ユニバーサルエンターテインメント]が、LandCoの発行済み株式の60%を保有するフィリピンの会社（以下、「HoldCo」という）の株式をさらに40%直接保有したとしても（そしてHoldCoの残り60%はフィリピン人が保有した場合）、HoldCoとLandCoの双方はフィリピン国籍とみなされるため、LandCoには土地を所有する資格がある」と助言した。

またライセンシーは、国際法律事務所であるホワイト&ケースLLPがSyCipと共にイーグルIならびにイーグルIIの株式の所有に関する枠組みを検討及び評価したことを確認した。ホワイト&ケースは、当初イーグルIの40%を所有していたモリー・インベストメンツ・コーポレティブUAの設立を担当した。一方、SyCipは2009年に実施されたプラチナム・ゲーミング&エンターテインメント・コーポレーションへの株式の譲渡を担当した。

フリー報告書を検討する中で、ライセンシーはまた、SyCipの法的見解が出された日付である4月29日からフリー報告書の日付までの間、イーグルI及びイーグルIIの所有権の枠組みに関する疑問は一切提起されていないことを確認した。イーグルI及びイーグルIIは、毎年一般状況説明書によりフィリピンの証券取引委員会に報告を行っているためフィリピン政府は土地の所有の枠組みについては十分認識してはいるながらも、一切疑問は提起されなかったのである。

また、ライセンシーは、エンターテインメント・シティ・プロジェクトの土地所有の枠組みに関するフリー報告書の主張については、認めるに足る要因がないとの判断に至った。

フィリピンの土地所有権に関する法律へのコンプライアンスについて再度見直しを行ったことに加え、ライセンシーは1991年外国投資法へのコンプライアンスについても再度見直しを行った。この法律は、特定の事業については外国人による所有権を40%に制限するものである。ライセンシーによるフィリピンへの投資を勧誘するために、PAGCORは2007年にライセンシーに対し、計画のカジノ事業をライセンシーと関連会

社がフィリピン人による所有なしに100%所有できるよう、「外国人による所有権に関する規制は解除する」と助言した。2008年3月にも同様に、フィリピンの司法省はPAGCORに対し、「インターグレイテッド・シティ・プロジェクトに投資を行う、あるいはそこで事業を行う外国の事業体又は企業については、外国人による所有権に関する規制の対象とならない可能性がある」との意見書を提供し、加えてかかる規制が解除されるようPAGCORを支援することを約束した。エンターテインメント・シティ・プロジェクトを推進するとのユニバーサルエンターテインメントの決定は、「FIA[外国人投資法]におけるネガティブ・リスト（制限リスト）に関する問題は簡単に解決できると[PAGCOR]が確認したことに基づいていた。」そして、外国人がカジノ事業を所有することに関する制限は、エンターテインメント・シティにおけるカジノのための暫定ライセンスを有していた4つの事業体を含むフィリピンのすべてのカジノ・ビジネスの利益のために、「外国人による投資に関する第八次定期的ネガティブ・リスト」の発布により最終的に解除された。

ライセンシーはまた、タイガー・リゾートの予定地を「観光経済区域」と指定することによりフィリピン経済区域当局より提供される税制上の優遇は、エンターテインメント・シティへの投資を考えるすべての会社・事業に提供されるものであるとの法的な確認を受けている。フィリピンの法律事務所であるポブラドール・ボーティスタ&レイズがライセンシーの代理人としてこのことを確認しており、加えて、「エンターテインメント・シティを特別経済区域とすることがタイガーのみの利益のためであった、あるいはタイガーに対する特別な計らいであったと主張もしくは示唆することは、一切根拠がなく誤解を招くことだ」としている。

(2) PAGCOR 当局者に対する金銭の支払いならびに贈与が行われたとの主張

フリー報告書においては、2008年5月から2011年6月にかけてウィン・リゾートの預け金口座においてライセンシーが負担した様々な宿泊費及び食費が、FCPAへの「一応の違反と見受けられる」と述べられている。

フリー報告書において頻繁に登場する費用は、PAGCORのクリスティノ・ナギアットがマカオにあるウィン・アンコールの施設を2010年9月に訪れた際のものである（ちなみに、フリー報告書ではウィン・マカオへの訪問と誤って記されている）。これらの費用についてライセンシーは、フリー報告書が公表されるよりずっと以前にすでに回答を行っている。2010年9月に発生した費用については、ライセンシーはその発生から2か月以内に調査を実施しており、その結果これらの費用は承認を受けておらず、ユニバーサルの現行の規定の下では過剰であり、この件について責任のあった従業員を処分した。

ウィン・リゾートでユニバーサルが保持している預け金口座に記録された費用については、通常、発生から2か月後にユニバーサルよりウィン・リゾートに報告される。また、株式会社ユニバーサルエンターテインメントに提出される書類からは特定の費用が時折省略されており、例えば2010年9月の滞在に関連して購入されたとされる財布等の具体的な品目については含まれていない。

当社役員が、2010年9月のナギアット会長によるウィン・アンコールへの訪問に関する費用について知ったのは2010年12月であった。彼らはこれらが見たところ過剰であったため（一件は5万米ドルを上回る。）、これらの費用が承認されたか否かの調査にあたった。

上記の調査の一環として、当社調査チームは、訪問に関連の支出についての承認に関する書類を精査し、問題の費用については、当社の内部規則及び決裁規則に基づく適切な内部承認が得られていないと判断した。よって2010年12月、この費用の支払いを直接認めたと当時の従業員である荒木真人が、当社の従業員業務規則の第58条1に基づき処分され、その結果解雇された。その数か月後、この訪問の計画に携わっていた当時の従業員である庄子善行が、マカオ訪問に関する費用支払いについて適切な内部承認を得ておらず、その他の内部手続きにも違反したとして戒告され、辞職の勧告を受けた。結果、庄子は辞職した。

フリー報告書が公表された後の2012年2月、当社調査チームをはじめとする者たちは、フリー報告書記載の預け金口座に記録された費用を一件一件調査し、宿泊者が返済及び/又は支払った費用を特定し、かつかかる費用を発生させた訪問のビジネス上の目的もそれぞれ特定した。

上記の調査の一環として、当社調査チームはかかる費用それぞれに関連した内部文書を精査し、各費用の目的を検証した。そしてこの調査の結果、フリー報告書に記載された各訪問については、正当なビジネス上の理由があることが判明した。2010年9月にウィン・アンコール・リゾートにおいて発生した費用以外、訪問に伴う支出に関する適切な内部承認が当該訪問の前後に取得されていないケースを他に発見することはなかった。しかしながら、経費の承認に係るユニバーサルの規定へ今後違反が起きることを防止する意味もあり、ユニバーサルは紙ベースであった承認システムを電子的なものへと変更した。

またユニバーサルは、自身の代理人であるモルガン・ルイス&バッキアス法律事務所に対し、出張、訪問ならびに接待費に関する会社の現在の規定に関するレビューを実施し、ユニバーサルの規定を改善する必要があるのならば、改善事項についてアドバイスしてくれるよう依頼を行った。

上記で述べた通り、ライセンシーはその調査により、2010年9月のウィン・アンコールへの訪問に関連するものを除き、フリー報告書に記載された預け金口座にあるその他の一切の費用は承認されかつ適切であることを確認した。非常に一般的なレベルに限って言えば、前述の判断は次の事実を踏まえて下されたものである。

- タイガーには8月5日に暫定ライセンスが与えられていたため、ライセンシーにはPAGCORに賄賂を渡す動機はなく、かつそれと引き換えに得られるものも存在しなかった。暫定ライセンスは、タイガーがカジノ・ゲーミング・ライセンスを取得するには「プロジェクトの完了、そしてライセンシーがプロジェクト実行計画に基づき承認された実際のプロジェクト費用[少なくとも10億米ドル]に従ったことを示すために提出される実際のプロジェクト合計費用を詳細に述べた報告書が承認されること」のみをその条件としている。言い換えれば、タイガーとしては当初計画していたプロジェクトへの投資を実施し、開発を完了させればよいただけだった。
- 関連するいかなる時点においても、ソリアーノ氏はPAGCOR当局者でもなければ、PAGCORのコンサルタントでもなかった。実際、PAGCORの法務担当ヴァイス・プレジデントは先日、ソリアーノ氏がコンサルタントとしてPAGCORに関与していたのは長くても2007年2月までであり、PAGCORと彼との関係は2006年6月に終了していた可能性が高いとフィリピン下院のゲーム・娯楽委員会の前で証言している。(これはフリー報告書にあるソリアーノ氏に関連して生じた費用よりずっと以前のことであり、)
- PAGCOR自身にもライセンシーとタイガーにエンターテインメント・シティ・プロジェクトを完成してもらうための経済的インセンティブがあり、ライセンシーとPAGCORの利害は一致していた。暫定ライセンスにおいて規定されている通り、PAGCORはタイガーが計画するカジノ事業収益からかなりの分け前をもらうことになっており、これにはスロット・マシンの粗利益の25%、ハイ・ローラー・テーブルの収益の15%、そして非ハイ・ローラー・テーブルの収益の25%が含まれる。
- PAGCORには世界一級のゲーミング事業の運営について専門的な経験も知識も全くなかった。従って、どのようにすればカジノ・リゾートを成功裏かつ安全に運営できるかかなりの教育を受ける必要があった。このため、フリー報告書にあ

るホテルへの宿泊は一貫してゲーミングに関するコンベンション、教育のための視察、そしてその他のビジネス関係のイベントと時期を同じくしている。

ライセンシーはその調査の一環として、フリー報告に記載された PAGCOR 当局者による訪問の大半が、ラスベガスならびにマカオで開催された G2E コンベンションへの参加と同時期であることを確認した。グローバル・ゲーミング万博又は G2E とは、通常毎年 11 月にラスベガスで開催される国際的なゲーミング業界のための見本市と会議である。また、G2E アジアもアジア市場のための同様のイベント・会議であり、これまでマカオで毎年 6 月に開催されている。

ライセンシーは、フリー報告書に記載された（そして同報告書のページ 20～22 にある表にも詳しく示されている）預け金口座に記録された費用 36 件について分析を行った。その結果、これらの費用の大半である計 27 件については、G2E ラスベガスならびに G2E アジア・コンベンションに関連して生じたものだということが判明した。かかる 27 件の G 2 E 関連費用に、フリー報告書が誤って、2010 年 8 月に発生したと主張している \$462.42 の交通費 1 件が含まれている。この費用が実際に発生した時期は、フリー報告書の添付書類によると、2010 年 6 月である。

残りの 9 件について、そのうち 3 件は、2009 年の 4 月の終わりから 5 月の初めにかけて、フィリップ・ロー及びマニユエル・ロクサスによるウィン・ラスベガスへの訪問に関連して発生している。この時はラスベガスのカジノの視察、そして大型カジノ・リゾートにおける通行パターンの調査も実施された。この訪問、そしてこれに続く 2010 年のウィン・ラスベガスへの訪問の結果、エンターテインメント・シティのタイガー・リゾートに計画されていた駐車スペースは 3000 か所に増加され、タイガーの交通計画に関する調査結果も再検討されるに至った。

残り 9 件のうちの 2 件については、実際はアンソニー・ヘニューイーノに関連して生じた一件の費用である。弁護士であるヘニューイーノ氏は、2008 年 9 月 23 日～28 日にウィン・ラスベガスを訪れた際、ギャンブル中毒に関するトレーニング・セミナーに出席した。そして自身の宿泊費の約半分については自分で支払った（2,386.26 ドル）。しかしながら、フリー報告書においては、この金額を当社が 9 月に支払い、残りの約半分（\$2,326.49）についてもやはり当社がその翌月に支払ったとの誤った主張がされている。実際には、当社は 2,326.49 ドルを一度支払っただけである。

そしてフリー報告書にある最後の 3 件の費用は（スザンヌ・バングシル、ロジェリオ J.B.バングシルならびにジェフリー・オピニオンに関する費用）、主張されている費用のドルでの合計の約半分を占めるものだが、これらは 2010 年 9 月のウィン・アンコー

ルへの未承認の訪問に関連して発生したものである。この訪問に関連した1件の費用は、岡田和生が2010年9月24日に主催した食事会に関するものであり、これは承認されており、かつ適切であることが判明している。

2010年9月のウィン・アンコールへの訪問に関連したもの以外のすべての費用は承認を受けており、正当なビジネス目的があったことを確認した後、ライセンサーは、ライセンサーが負担したラスベガスとマカオにおける承認された宿泊費と食費（約58,000ドル）とライセンサーによる2008年から2011年にかけてのフィリピンへの訪問に関連してPAGCORが負担した移動と警護にあたるスタッフのための費用の見積もり額を比較した。ライセンサーによる複数回の訪問に際し、PAGCORの当局者は毎回ライセンサーの滞在期間中において移動ならびに警護のためのスタッフに関する費用をPAGCORの費用において負担した。ライセンサーの見積もりによれば、これらの費用に関連してPAGCORが負担した額はフリー報告書に記載されている承認された宿泊費ならびに食費と大体同額である。

(3) 韓国への役人へ金銭の支払いならびに贈与が行われたとする主張

韓国仁川の自由経済区域当局（以下、「IFEZ」という）の役人に関連したFCPA違反の「発生しうるパターン」について、ライセンサーは実質的に同様の分析を行った。韓国の役人に関する費用については、フリー報告書において「さらなる調査が必要」とされている。この分析によりIFEZ代表者に生じた宿泊費・食費はすべてG2E及びG2Eアジア・コンベンションと時期を同じくして発生していることが確認された。また、この宿泊費・食費の一部は、直接IFEZ自身が負担しており、2010年及び2011年にライセンサーが複数回韓国を訪れた際に、IFEZは前述への御礼として食費及び会議の準備費用を負担してくれたことが確認された。

(4) 主張されている岡田による発言

フリー報告書では、2011年2月25日のウィン・リゾート取締役会議において岡田が行ったとされる発言について、そして同発言が海外の役人への贈与及び/又は海外の役人へ贈与を行う際は第三者を介させる等との内容であったとして、長々とその主張を行っている。岡田は2012年2月に行われたフリー氏とのヒアリングと関連して彼の発言だとされたこのような発言を行ったことを否定しただけではなく、その後も何度もこの発言を行ったことを否定している。岡田は、ウィン・リゾートの取締役会議ではすべて日本語で発言しており、従って通訳が必要であった。2011年2月24日のウィン・リゾート取締役会議の後に岡田が受け取った同会議の議事録にはこのような発言は一切記録さ

れていない。従って、ライセンシーとしては、本主張に関するさらなる回答は必要ないとの判断に至った。

(5) 行動規範ならびに FCPA トレーニングに関する問題

フリー報告書では、2011年11月に改定されたウィン・リゾーツ行動規範に署名をしなかったとして岡田に対する批判が展開されている。2011年11月とは岡田がウィン・リゾーツの取締役の役職から辞任するように要請されたのと同じ時である。ライセンシーは岡田から事情を聴き、この主張に関する調査を行った。事情聴取において岡田は、（それ以前の行動規範と同様に）行動規範に署名しかつこれを認めることに何らの異議もなかったが、ウィン・リゾーツ側が、岡田がフィリピンに計画のカジノがウィン・マカオと競合すると主張しており、修正された行動規範には競合に関する複数の規定があったため、弁護士と相談してから署名を行った方がよいとのアドバイスを受けていたと話した。ライセンシーとしては、岡田の弁護士がこれらの問題についてウィン・リゾーツの弁護士と解決を試みたものの、この試みは不成功に終わったと聞いており、かく信じるものである。岡田はその他の点においては行動規範に署名をし、これを受け入れることをいとわなかったため、ライセンシーはさらなる行動は必要ないとの結論に至った。

フリー報告書においては、2011年10月31日にウィン・リゾーツがアレンジしたFCPA トレーニングに岡田が参加しなかったことが批判されている。これについても岡田から事情を聴取し、その結果、岡田は移動日程の都合で当日トレーニングに参加できなかったことが判明した。岡田の代理人は、岡田がトレーニングの様態を聞くことができるように同トレーニングを収録したものの提供を要請したが、ウィン・リゾーツの弁護士はこの要請を拒否した。

今後も引き続きFCPAへの順守を徹底するため、株式会社ユニバーサルエンターテインメントは現在代理人を務めるモルガン・ルイス&バッキアスLLPにFCPA トレーニングの提供を依頼した。元連邦司法次官補でありモルガン・ルイスのFCPA/汚職防止部門のリーダーであるエリック・クラウトラーがこのトレーニングの提供にあたることになっている。

(6) 2008年北京オリンピック

フリー報告書においては、当時PAGCORの会長であったヘニューイーノ氏が2008年北京オリンピックを訪れた際に関連して発生したいくつかの費用をユニバーサルが支払ったことはFCPA違反に該当しうると主張されている。この主張に対し、ユニバーサルのパチンコ機に関する日本の大口顧客向けの購入インセンティブとしてこの北京への訪問を

企画した当社役員が、フリー報告書にある主張の調査にあたった。この調査によりこの訪問に関する彼の記憶が正しかったことが判明し、以下の事実が確認された。

- ユニバーサルは、ユニバーサルのパチンコ店の最大の顧客に対するセールス・プロモーションの一環として、北京オリンピックのチケット約 20 枚をオリンピックより約一年前に約 20 枚購入した。
- 宿泊に関しては、ユニバーサルは、オリンピック期間の前後 20 日間、第 18 棟の全体を借り上げなければならなかった。これによりユニバーサルには余った空室が発生した。
- 北京オリンピックは 2008 年 8 月 8 日～24 日に開催された。これはタイガーが暫定ライセンスを供与された後のことである。
- ユニバーサルの顧客らもフィリピンにおいて運営しうるカジノ事業について関心があるかもしれないと考え、そして計画のフィリピン・カジノ・プロジェクトへの投資への関心もあるかもしれないと思い、当社役員は当初はスティーブ・ウィン氏にオリンピックに行き、そこでユニバーサルの顧客に対して講演を行ってくれるよう依頼していた。しかしウィン氏が講演を行えるよう初期的な調整は行われたものの、ウィン氏は最終的に日程の都合上講演に行くことが不可能となった。
- これを受けて当社役員は PAGCOR の会長であるヘニューイーノ氏にオリンピックに行き、フィリピンにおけるゲーミングの可能性について講演を行ってくれるよう依頼した。当時会長であったヘニューイーノ氏は実際にオリンピックに行き、講演を行ったが、講演に関する報酬は一切支払われなかった。しかしながら、ユニバーサルは彼の移動のための費用ならびにアネックス 18 での宿泊費を支払った。他の PAGCOR の当局者もオリンピックに行っており、彼らの移動のための費用そして宿泊費はユニバーサルが支払った。
- 北京オリンピックを訪問した後、ユニバーサルと PAGCOR の当局者はウィン・マカオを訪問し、（この時の PAGCOR 当局者の宿泊費はユニバーサルが支払った）ウィン・マカオ・リゾートの「舞台裏」を視察した。この「舞台裏ツアー」とはカジノ施設全般の視察で、参加者はウィン・リゾートの上層部によるセキュリティ上のクリアランスを受けることが要件となっており、カジノならびにリゾートの運営に関する詳細を視察できる構成となっている。

ライセンシーは、フリー報告書の中の特定の主張を調査すると共に、フリー・スポーキン&サリバン LLP が、ウィン・リゾートから受任したいきさつ、フリー報告書が作成された方法、そしてウィン・リゾートによるフリー報告書の利用の仕方に

ついて検証した結果、フリー報告書の主張については、認めるに足る要因がないとの結論に至った。

岡田は、ウィン・リゾーツの創業者であり、同社の設立文書にも示されているように、同社の50%（マイナス1株）をアルゼUSAを通して保有していた。しかし、岡田は、2011年4月のウィン・リゾーツ取締役会において、前例のないマカオ大学開発基金への1億3500万ドルの寄附について、ウィン・リゾーツ取締役の中で唯一反対を唱えた取締役である。ウィン氏の自らの嘆願にもよらず、岡田は当該寄附への同意を拒絶したために、ウィン氏は、フリー報告書作成等、岡田に対する敵対的な態度をエスカレートさせていった。

更に、ライセンシーは、フリー報告書の作成方法についても考察した。2012年2月15日、岡田は、フリー氏から丸一日がかりで事情聴取を受けた。聴取対象事項については、事前に一切知らされることはなかった。そして、岡田からの事情聴取から僅か3日後の2012年2月18日に、本文47ページ、注釈120箇所、添付資料1500ページのフリー報告書がウィン・リゾーツ取締役に提出された。これは、実のところフリー報告書の結論というものは、岡田事情聴取のずっと前から決められていたということを示唆している。更に、岡田は、フリー氏との面談時に、フリー氏の主張に対し岡田が反論し、追加の証拠を提出する機会が与えられると告げられたが、実際そのような機会は一切与えられなかった。フリー報告書の最終的な使われ方からしても、その正当性が疑われる。フリー報告書が、ライセンシーへのガイダンスとしてではなく、アルゼUSA保有のウィン・リゾーツ株式24,549,222株を10億ドル割引で劣後債にての強制的な買戻し及び消却を正当化させるために使われた。こうした行為は、スティーブ・ウィン、エレイン・ウィン、アルゼ間で2010年1月に締結された修正株主間契約における、株主全員の事前の同意書を得ない株式譲渡（強制買戻しも含まれる）の禁止に対する明白な違反である。かかる強制的な株の買戻しにより、スティーブ・ウィン氏は、ウィン・リゾーツの筆頭株主の座を取り戻し、それにより同社の株価も上昇した。ライセンシーは、フリー報告書が上記の行為の根拠を提供したこと、及び所望の結果をもたらせたことから、フリー報告書は、これら所望の結果をもたらすことを企図していながら、そのような目的および動機を隠蔽すべく外形が整えられており、スティーブ・ウィン氏主導の下で悪意を持って作成された作為的なものであるとの最終的な結論に至った。